

## 会 議 録

会議の名称	那珂川町個人情報保護審査会
開催日時	平成30年6月5日（火）10時00分から11時20分まで
開催場所	那珂川町役場第2別館 中会議室
公開又は非公開の別	公開
非公開の理由 (非公開の場合のみ)	
出席者	(1) 委員 牟田会長、今泉副会長、磯辺委員、清永委員、高木委員 (2) 町 事務局：浅香係長、山田 説明者：長田係長（子育て支援課）、鶴田係長（都市計画課）、日下部係長、玉水係長、岸川（健康課）、砂場係長（財政課）、渡邊係長（こども応援課）、野田係長（地域づくり課）
傍聴人数 (公開の場合のみ)	0人
議題及び審議の内容（下記のとおり）	
<p>議題</p> <p>&lt;個人情報の例外利用及び外部提供等について&gt;</p> <p>①例外利用及び外部提供（子育て支援課） 説明者から、調書の概要について説明。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>&lt;事業の概要&gt;</p> <p>第2次次世代育成支援地域行動計画（後期計画）及び子ども・子育て支援事業計画策定に伴い、住民ニーズを調査するため、2,000人（就学前児童(0～5歳)の保護者及び小学生児童の保護者)の町民に対して、アンケートを実施する。那珂川町個人情報保護条例第5条第3項第4号の規定により本審査会の意見を聴くものである。</p> </div> <p>会 長 : 委員から質問はないか。 10月1日に那珂川市になるが、文書内の表現はどうなるのか。</p> <p>説明者 : 10月1日以降に送付することになる文書なので、市と表記を替える。</p> <p>副会長 : ラベル作成時にデータは渡さないということか。</p> <p>説明者 : そのとおりである。町の方で作成したラベルのシートを業者に渡す予定である。</p> <p>委 員 : 前回のアンケートの時は個人情報の観点から何か意見が出たり、問題点等が出たりということはないのか。</p> <p>説明者 : 個人情報を得る機会というのは宛名ラベルの印刷の際だけであるということと、回収率の関係で学校等に相談してみてもどうかという意見が出た。また、前は世帯数についても質問をもらった。全体の世帯数に対して小学生以下の子どもがいる世帯数がどのくらいあるのかという質問であったが、5月31日現在で町内に</p>	

2万539の世帯があり、その中で小学生以下の子どもがいる世帯数がどのくらいあるかは把握ができない状況である。

副会長：住民から苦情とかはなかったのか。

説明者：調査票送付の際に「この調査は任意の調査で、ランダムに抽出された方に送付している」旨を書き添えて送付しているので、苦情等はなかった。

会長：他に意見等ないか。それでは、子育て支援課子育て支援担当が、第2次次世代育成支援地域行動計画（後期計画）及び子ども・子育て支援事業計画策定に伴い、住民ニーズを調査するため、住民基本台帳マスターを例外利用及び外部提供することについて、承認してよろしいか。

《委員全員了承》

会長：承認する。

## ②外部提供（都市計画課）

説明者から、調書の概要について説明。

### <事業の概要>

那珂川町立地適正化計画策定に係る住民の意向を調査するため、2,000人（平成30年9月1日現在で18歳以上）の町民に対して、アンケートを実施する。那珂川町個人情報保護条例第5条第3項第4号の規定により本審査会の意見を聴くものである。

会長：委員から質問はないか。

コンパクトシティで居住を緩やかにコントロールしていくという事であるが、現在人口密度の高い区域で空き家が出ているという話が全国各地で問題となっているが、そのようなことが出来る限りないという趣旨なのか。

説明者：一定の人口密度を保つということが大きな趣旨である。その中で空き家対策というのも焦点のひとつである。那珂川町の場合は、現時点で人口密度の高いところで空き家というものはあまり多くはないという認識である。空き室等はある程度流通している。ただし中には事情があって空き家になってしまう場合もある。なるべく空き家が発生しないように人口密度を保っていくということである。

会長：那珂川町は、面積は広いが人口は5万人ほどであり、南半分は非常に人口密度が低いが、それについては現状維持という事になるのか。

説明者：もともと那珂川町は北側に都市部が集中しており、南側は既存の集落がある。コンパクトシティの場合は既存の集落については維持を図り、既存の集落の中でも出来る限りコンパクトにという趣旨である。公共交通の沿線に居住を誘導していくという計画を図っていく。集落の中でも緩やかに集約をしていくということになる。

会長：緩やかに誘導することは可能なのか。

説明者：計画に強制力をもたせるのではなく、誘導していくためにどのような施策を図るのか検討していくことになる。長く先を見据えた計画である。

会長：業者に印刷用のデータを受け渡してラベル印刷をしてもらうということか。印刷終了後、データはどうするのか。

説明者 : 当然、データの返却をしてもらい、目的外に利用はさせないようにする。

副会長 : 2000部ということであるが、ラベル印刷は業者に頼まないで業務上難しいということか。なるべくデータは渡さないという事が基本だと思うので、印刷したものを渡すという方法が望ましいと思われるが。

説明者 : 業務の効率性を考えると、一括して委託するのが適当だと考える。

委員 : 先ほどの業務ではラベル印刷は町の方ですということであったが、同じ役場内でラベル印刷を町でする場合と業者に委託する場合があるのか。

説明者 : 業務の効率性を考えて、今回は委託をすることとしたいと考えている。

委員 : アンケートの時期が立て続けになると思うが、こちらの課はこの業者に委託する、一方の課は別の業者に委託するという課同士のやり取りの中で、同じ業者にしたり別の業者にしたりということをするのか。

説明者 : 計画策定の業務委託の一環になるので、そもそもの委託先の業者の種類が異なるため、同じ業者にすることは難しいと考えられる。

事務局 : 出来るだけ個人情報の含まれるデータを渡さないことが望ましいということが前提ではあるが、個々の部署の状況やアンケート、業務の内容が異なるので、データを渡してはいけないという強制までは出来ないのが現状である。ただし、委託に関してはきちんとデータの管理について明記するようにしている。

会長 : データの抽出そのものではなく、その後の印刷が業務上負担になるということか。

説明者 : そのとおりである。

会長 : 現状では、ラベルの印刷等は各担当課によって異なるということである。他に意見等ないか。それでは、都市計画課土地活用・計画担当が那珂川町立地適正化計画策定に係る住民の意向を調査するため、住民基本台帳マスターを外部提供することについて、承認してよろしいか。

《委員全員了承》

会長 : 承認する。

### ③外部提供（健康課）

説明者から、調書の概要について説明。

#### <事業の概要>

国保データベースシステムの情報を活用するため、福岡県保健医療介護部医療保険課に国保総合システム等の情報を外部提供する。那珂川町個人情報保護条例第5条第3項第4号の規定により本審査会の意見を聴くものである。

会長 : 委員から質問はないか。

委員 : 県が情報の分析を行い、県から各市町村に指摘があるということか。

説明者 : 県が各市町村からデータを集約して、県が県の個人情報保護審査会にかけて専門の業者に委託をして分析をする。そして分析結果が各市町村にフィードバックされるという流れである。

会長 : データの提供についてはネット経由によるのか。

説明者 : データの渡し方についてはまだはっきり決まっていない。国保連合会に町のデー

タが集約されているので、国保連合会から何らかの方法で県にデータを渡すという事になると考えられる。ネット経由なのか、USB なのか。今までのやり取りでは CD にデータを保存して渡していたが、今回も同様になるかは現在決まっていない。

会 長 : 年に 1 回もしくは月に 1 回の更新になるのか。

説明者 : 頻度もはっきりは決まっていないが、おそらく年に 1 回程度だろうと思われる。

会 長 : 他に意見等ないか。それでは、健康課健康担当が国保データベースシステムの情報を活用するために国保総合システム等を外部提供することについて、承認してよろしいか。

《委員全員了承》

会 長 : 承認する。

#### ④収集（財政課）

説明者から、調書の概要について説明。

##### <事業の概要>

事故を起こした際の状況確認や運転者の安全意識の向上及び事故の抑止力に繋げるため、那珂川町の所有する公用車にドライブレコーダーを設置するが、ドライブレコーダーという性質上、不特定多数の個人の情報を収集することになり、本人からの同意を得て撮影することが困難なため、那珂川町個人情報保護条例第 3 条第 3 項第 7 号の規定により本審査会の意見を聴くものである。

会 長 : 委員から質問はないか。

那珂川町は公用車を何台くらい所有しているのか。

説明者 : 普通自動車 10 台、軽自動車 37 台、消防自動車 15 台、バス 4 台である。ドライブレコーダーは軽自動車 37 台及び普通車 10 台のうち財政課管財担当で集中管理している車から順次設置していきたいと考えている。

副会長 : 第三者にデータを提供するのは、公用車が事故の当事者となった場合に限らないということか。

説明者 : そのとおりである。捜査等で必要になった場合などは、要綱にもあるように外部提供の可能性がある。その際は様式等を準備して、決定通知書と共に第三者提供することも考えられる。

副会長 : 捜査機関以外から、何か交通事故が起きた場合に近くに公用車があったらドライブレコーダーに何か映っているのではないかとということで町に問い合わせがあることもありうるがそういった場合に第三者提供することになるのか。

説明者 : 内部で出す必要があるか協議を行った結果、必要な情報であると判断された場合は、第三者提供することもありうる。おそらく交通事故の場合は警察からの提供依頼になると思われる。

委 員 : 「ドライブレコーダーを設置しています」という表示がされていれば、了承を得たということとみなしてよいのか。

説明者 : 今考えているのは公用車の前後に表示をすることである。正面に「ドライブレコ

ーダー設置中」という表示をし、後ろにも交通事故抑止の為、「ドライブレコーダー設置中」という表示をする予定である。また、要綱を定めることで周知できるのではないかと考えている。

副会長 : 要綱案の第9条第2項の内容をもう少し分かりやすくした方がよい。ただし書きにしか提供しないのであれば、本文は削ってもよいと思われる。

説明者 : 了解した。

会長 : 他に意見等ないか。それでは、財政課が、事故を起こした際の状況確認や運転者の安全意識の向上及び事故の抑止力に繋げるため、那珂川町の所有する公用車にドライブレコーダーを設置することによる個人情報の収集について、承認してよろしいか。

《委員全員了承》

会長 : 承認する。

#### ⑤収集（こども応援課）

説明者から、調書の概要について説明。

##### <事業の概要>

ふれあいこども館の敷地内における児童及び保護者の安全確保のため防犯カメラを設置するが、防犯カメラという性質上、不特定多数の個人の情報を収集することになり、本人からの同意を得て撮影することが困難なため、那珂川町個人情報保護条例第3条第3項第7号の規定により本審査会の意見を聴くものである。

会長 : 委員から質問はないか。

委員 : モニターはカメラ 10 台分をまとめて見るということではなく、見たいところを選択して見るということか。

説明者 : そのとおりである。

会長 : 録画自体は 10 台同時に行うということか。

説明者 : そのとおりである。

委員 : 24 時間録画について外は必要だと思うが、中は必要なのか。

説明者 : 中については警備をかけてはいるが、万が一侵入者があった場合に備えてということである。

会長 : 確認票内でセキュリティ対策として「ネットワーク未接続」及び「夜間機械警備」とあるが、これはどういうことなのか。

説明者 : 「夜間機械警備」については、施錠関係の警備委託を行っているものである。

会長 : センサーが付いているということか。

説明者 : そのとおりである。

会長 : ということは、先ほど質問があったように、夜間に防犯カメラを録画する必要はないのではないか。

説明者 : 施錠をしても、侵入される可能性はあると考えている。

会長 : ネットワークに接続しないのはよいと思う。それから管理責任者は課長で、ただ課長 1 人で管理するのは難しいので、別途管理取扱者を規定されているが、何

人くらいの予定か。

説明者 : 1人の予定である。

会長 : それ以外の人は映像も見ることが出来ないし、録画した映像を後から再生することもできないということか。

説明者 : そのとおりである。

会長 : 他に意見等ないか。それでは、こども応援課がふれあいこども館の敷地内における児童及び保護者の安全確保のため各部屋に防犯カメラを設置して個人情報収集することについて、承認してよろしいか。

《委員全員了承》

会長 : 承認する。

#### ⑥収集（地域づくり課）

説明者から、調書の概要について説明。

##### <事業の概要>

常時開放されている今池公園トイレの破壊行為等の非行・犯罪抑制のため防犯カメラを設置するが、防犯カメラという性質上、不特定多数の個人の情報を収集することになり、本人からの同意を得て撮影することが困難なため、那珂川町個人情報保護条例第3条第3項第7号の規定により本審査会の意見を聴くものである。

会長 : 質問等はないか。

副会長 : 安徳公園や岩戸公園にはすでに設置されているが、何か効果はあったのか。設置したことでよくなったことや逆に問題になったことなど。

説明員 : 防犯カメラを設置する以前に比べて、トイレを破壊される頻度は減った。ただ、設置しているにも関わらずボールが当たったりすることによる破損はあるが、その場合人は映っておらずボールだけ映っているという状況もある。特にスライド式のドアになっている福祉トイレのドアが壊されやすい傾向にある。抑止力にはなっていると思われる。

会長 : 故意的・人為的に壊されるということは減ったということか。

説明者 : そのとおりである。

会長 : 今回設置する今池公園トイレは破壊行為が多いのか。

説明者 : そのとおりである。平成28年度は頻繁に今池公園のトイレが破壊されるという事が続いていたが、その際JAで防犯カメラの寄贈事業が行われており、防犯カメラ設置の町の希望とちょうどマッチングしたので今回JAから寄贈していただくことになった。

会長 : 過去、防犯カメラに破壊行為が映っていて、警察に届け出たりしたことはあるのか。

説明者 : 町から警察に届け出たことは今まではないが、逆に警察から防犯カメラの映像の提供を依頼されたことはある。最近安徳公園の防犯カメラについて1件あった。

会長 : 自宅の近くにも公園があり、最近改修されたりしたようだが、破壊行為が実際に起きた場合に防犯カメラを設置するという事か。あるいは公園が出来た際は必ず

設置するということか。

説明者 : 所管課としては、積極的に設置していくという考えは今のところない。ただし、あまりにも被害がひどい場合は設置を検討していく必要があると思われる。

会 長 : 他に意見等ないか。それでは、地域づくり課が今池公園トイレにおける破壊行為等の非行・犯罪抑制のため防犯カメラを設置することによる個人情報の収集について、承認してよろしいか。

《委員全員了承》

会 長 : 承認する。